

# 金沢市飲食店まん延防止緊急支援金

## 【 第 4 次 】

### 申請要領

#### 申請期間

令和4年 3月 7日（月）から

令和4年 5月31日（火）まで

令和4年 3月 7日

# I. 本事業の概要・支給対象

## 1. 目的

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、石川県の「飲食店への営業時間短縮要請」等に、要請期間中（令和4年1月27日～2月20日）全面的に協力した市内飲食店に対し、市独自で協力金を支給するものです。

※営業時間短縮に対する営業補償金ではありません。

## 2. 支給要件

### (1) 支給対象者

飲食店を運営する者で、石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第8次）（以下、「石川県第8次協力金」）の申請要件を全て満たし、協力金を受給した者。

### (2) 支給対象店舗

石川県第8次協力金を受給した飲食店のうち、金沢市区域内の店舗。

## 3. 支給額

- ・ 石川県第8次協力金の受給額の 1/10（千円未満切り捨て）

※支給対象店舗ごとに申請し、店舗ごとに支給

【事業復活支援金を申請される方へ】

金沢市飲食店まん延防止緊急支援金（第4次）については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち協力要請推進枠交付金は充当しないので、国の事業復活支援金の対象月の月間事業収入に加える必要はありません。

# II.申請の方法等

## 1. 申請方法

- (1) 石川県第8次協力金を受給した後に申請してください。
- (2) 申請書類の提出方法

### ①電子申請

電子申請専用URL

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=narj-leqami-e6646ab0054846ce041b9f96e076adac>



電子申請はこちらから

※郵送による申請は審査に時間を要するため、電子申請をお勧めいたします。

### ②郵送 (令和4年5月31日(火) 消印有効)

金沢市飲食店まん延防止緊急支援金(第4次)のホームページより申請書をダウンロードし、下記の宛先に郵送

**(宛先) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号**

**金沢市 商工業振興課 飲食店まん延防止緊急支援金(第4次)担当 宛**

※封筒には差出人の住所氏名を記載し、必ず簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。また、必ず(第4次)と記載してください。

## 2. 申請に必要な書類

申請するにあたり、下記の書類を提出してください。

- (1) 金沢市飲食店まん延防止緊急支援金(第4次)申請書  
所定の様式に必要事項を記載したもの  
※3ページの宣誓・同意事項を必ず確認してください。
- (2) 石川県第8次協力金の振込が確認できる通帳の写し
  - ①振込先口座の金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人が確認できるページの写し
  - ②振込日・振込金額が確認できるページの写し※本支援金は石川県第8次協力金の入金後でなければ申請することができません。
- (3) 本支援金の振込先口座を確認できるものの写し  
(石川県第8次協力金の振込口座以外の振込先を希望する場合のみ添付)  
※金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人が確認できるページの写し  
※振込先の口座は申請事業者ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人又は代表者の口座に限ります。)
- (4) 本人確認書類の写し  
(法人) 法人代表者の運転免許証、保険証等の書類、又は法人の履歴事項全部証明書  
(個人) 運転免許証、保険証等の書類

### 3. 宣誓・同意事項

必ずご確認ください

本支援金を申請・受給するにあたり、下記の9項目の全てに対して宣誓又は同意いただく必要があります。(申請書面にて、宣誓・同意いただきます。)

- (1) 支給要件を全て満たします。
- (2) 申請内容の確認・審査等のため、石川県第8次協力金の申請書類に記載された情報について金沢市が石川県より情報提供を受けること、また申請内容について必要に応じて他の行政機関等に照会を行うことに同意します。
- (3) 申請書記載事項及び添付書類の内容に虚偽・偽りはありません。
- (4) 金沢市が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じます。
- (5) 石川県第8次協力金の支給決定の取消や返納があった場合は、直ちに申し出ます。
- (6) 石川県第8次協力金の支給決定の取消や、不正受給等が判明した場合には、支援金の返還等に応じます。
- (7) 今後の事業継続にあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、必要な感染防止策を行います。
- (8) 暴力団排除に関する誓約事項に同意します。

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、支援金の交付の申請をするにあたり、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。  
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- ①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (9) 金沢市飲食店まん延防止緊急支援金（第4次）申請要領等に従います。

# 4. 申請書記載例

提出日を記載

令和4年 3月 11日

(宛先) 金沢市長

金沢市飲食店まん延防止緊急支援金(第4次) 申請書

該当区分にチェック

次のとおり金沢市飲食店まん延防止緊急支援金(第4次)の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

	区 分	<input type="checkbox"/> 個人事業主 <input checked="" type="checkbox"/> 中小企業 <input type="checkbox"/> 大企業
請 者	所在地 (フリガナ)	〇〇〇 - 〇〇〇〇 金沢市広坂1-1-1
	法人名(又は屋号) (フリガナ)	カブシキガイシャカナザワシ (株)金沢市 又は 〇〇〇〇店
	代表者名 (又は個人事業主名)	カナザワ タロウ 金沢 太郎
	氏 名	金沢 一郎
	電話番号 ※日中対応可能な番号を記載	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

必要事項を記載

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第8次)を受給した、**金沢市内の店舗名・店舗の受給額、申請する店舗名を記載**、**まん延防止緊急支援金(第4次)の支給予定額**を記載してください。

No.	店舗名(屋号) 金沢市保健所許可年 許可番号	第8次協力金受給額 ①	金沢市支援金支給予定額 (①×1/10 ※千円未満切捨)
1	△△△△店 2019年(令和元年) 99999	750 000円	75 000円
2	◆◆◆◆店 2018年(平成30年) 66666	625 000円	62 000円
3		000円	000円
4		000円	000円
5		000円	000円

許可の開始年を記載

石川県第8次協力金受給額を記載

許可番号(5桁)を記載

金沢市支給予定額(①×1/10)を記載  
※千円未満は切り捨て

※金沢市支援金の支給予定額は、石川県第8次協力金の受給額に1/10を乗じた金額です。(千円未満の端数が出る場合は切り捨て)

※金沢市内の店舗が5店舗を超える場合は本紙をコピーしてご使用ください。

チェックすると石川県第8次協力金を受給した口座に入金されます。

チェックが無い場合、支給できません

申請要領に記載のある宣誓・同意事項について全て確認し、了承する

はい

石川県第8次協力金の振込口座と同じ振込先を希望する場合、チェックしてください。

石川県第8次協力金の振込口座と同じ振込先を希望する

はい

石川県第8次協力金の**振込口座以外の振込先を指定する場合のみ**記載してください。

振 込 先	銀行・金庫・ 組合・農協	本店・支店・出張所・ 本所・支所
	金融機関コード ※1	支店コード ※1
	※諸事情により石川県第8次協力金の振込口座以外を指定する場合は、こちらに必要事項を記載し、新たに指定する振込先口座情報が分かるものを添付してください。	
	口座名義	当座 <input type="checkbox"/>

※1 金融機関コード、支店コードが分かる場合は記載をお願いします。

※2 口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。

・上記の記載内容を確認できるものの写しを添付してください。

## 5. その他

---

- (1) 申請の審査の際、不明な点が発生した場合等は、記載された連絡先への連絡及び追加書類の提出を求めることがありますので必ずご対応ください。
- (2) 審査が終了し、支給決定がされた際は、申請者あて「支給決定通知書」（不支給の場合「不支給決定通知書」）を発送します。  
※審査の結果、申請した額と支給決定された額が異なる場合があります。  
また、通知の到達前に振込が行われる場合もあります。予めご了承ください。
- (3) 提出された書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された際には、支援金の返還等を求める場合があります。
- (4) 金沢市飲食店まん延防止緊急支援金（第4次）の申請は、対象となる1店舗につき、原則1回限りです。法人・個人事業主を問わず、複数の者が重複して同じ店舗の申請をすることはできません。

### 【問い合わせ先】

金沢市経済局 商工業振興課

住 所：〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

電 話：076-220-2127

（金沢市事業者支援金コールセンター）